

拒絶理由通知書等の記載様式に関する取組について¹

平成 27 年 3 月 25 日
特 許 庁
調 整 課
審査基準室・品質監理室

この度、知的財産推進計画 2014（注）を受けて、拒絶理由通知書等の記載様式の見直しを行いましたので、お知らせします。

この取組により、国内外の出願人・代理人にわかりやすい、統一された記載様式にしたがった拒絶理由通知書等を発信することとなり、出願人・代理人との意思疎通が促進され、審査の質の向上に寄与することが期待されます。

（注）知的財産推進計画 2014（第 1．産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築 1．「世界最速・最高品質の特許審査」の実現及び知財システムの国際化の推進）より抜粋

審査官の意図がより良く伝わるように拒絶理由通知書等の記載様式の見直し及び文例の作成・充実化を図るとともに、面接等を活用することで、出願人との意思疎通を深める。（短期）（経済産業省）

平成 27 年 4 月 1 日以降に審査される案件については、特段の事情がない限り、以下の記載様式の要点にしたがって、拒絶理由通知書等が作成されます。

なお、拒絶理由通知書等の記載様式のあり方については、より良い記載様式となるよう、欧米等主要特許庁の記載様式やシステム対応も勘案し、引き続き検討して参ります。

最初／最後の拒絶理由通知の記載様式の要点

- （1）文献等を引用して新規性、進歩性等の拒絶理由を通知する場合は、拒絶理由と対象となる請求項及び引用文献等との組合せを明確に記載します。
- （2）文献等を引用して、新規性、進歩性等の拒絶理由を通知する場合は、引用文献等で特に参照すべき箇所を明確に記載します。
- （3）記載不備が存在する場合は、明細書全体の記載不備等であって、請求項ごとに判断できない場合を除いて、拒絶理由と対象となる請求項を明確に記載します。

¹ 特許庁ホームページに掲載。

https://www.ipa.go.jp/torikumi/t_torikumi/kyozetsu_kisaiyoushiki.htm

(4) 条文の冒頭に拒絶理由の簡略表記(*)を記載します。

(例えば、第29条第2項の簡略表記として、「(進歩性)」のように条文の冒頭に記載します。この簡略表記部分を確認することで、拒絶理由の条文内容を容易に確認できるようになります。)

(*) 条(項号)名と簡略表記の例

条(項号)名	拒絶理由の簡略表記
17条の2第3項	新規事項
29条1項1号～3号	新規性
29条2項	進歩性
29条の2	拡大先願
36条4項1号(実施)	実施可能要件
36条4項1号(省令)	委任省令要件
36条6項1号	サポート要件
36条6項2号	明確性
37条	発明の単一性
39条1、3項	先願
39条2、4項	同日出願

(5) 拒絶理由通知書は、適用した拒絶理由の条文を拒絶理由通知書の冒頭に列挙する形式で記載します。

(6) 発明の単一性の要件違反の拒絶理由を通知する場合は、他の拒絶理由よりも前に記載します。

(どの発明が発明の単一性の要件を満たし、37条(発明の単一性)以外の要件の審査の対象となるか明確に把握できるようになります。)

(7) 発明の単一性の要件違反の拒絶理由を通知する場合は、発明の単一性の要件以外の要件についての審査を行っていない発明を明確に記載します。

(8) 条文や拒絶理由の具体的内容に続いて、以下の各項目を拒絶理由通知書に記載する場合は、この順序で記載します(これらの項目が、拒絶理由通知書に常に記載される訳ではありません。)

「拒絶の理由を発見しない請求項」、「最後の拒絶理由通知とする理由」(最後の拒絶理由通知書に限る)、「引用文献等一覧」、「先行技術文献調査結果の記録」、「ファミリー文献情報」、「連絡先」

(9) 周知技術を示すものとして引用した文献等(周知技術を示す文献としてのみ引用した場合は、「引用文献等一覧」において、その他の文献等と区別できるように記載します。

(10) 2回目以降の拒絶理由通知書において初めて引用した文献等は、「引用文献等一覧」において、その他の文献等と区別できるように記載します。

記載様式の要点を反映した記載例（最初の拒絶理由通知書）

記載様式の要点に対応する箇所を赤枠で囲み、対応する記載様式の要点の番号を表示しています（拒絶査定に記載例についても同様に表示しています。）。

拒絶理由通知書	
特許出願の番号 起案日 特許庁審査官 特許出願人代理人 適用条文	特願 平成 年 月 日 様 第29条第2項、第36条、第37条
この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。	
(4)	理由 (6)
1. (発明の単一性)	この出願は、下記の点で特許法第37条に規定する要件を満たしていない。
2. (明確性)	この出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で、特許法第36条第6項第2号に規定する要件を満たしていない。
3. (進歩性)	この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。
記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)	
●理由1（発明の単一性）について	
(7)	したがって、請求項6に係る発明は、発明の単一性の要件以外の要件についての審査を行っていない。
なお、この出願は、出願日が平成19年4月1日以降であるから、補正に当たっては、特許法第17条の2第4項に違反する補正とならないよう、注意されたい。	
(3)	●理由2（明確性）について
	・請求項 4
請求項4には「・・・」と記載されている。	
したがって、かかる技術常識を考慮すると、・・・は、技術的に十分に特定されていないことが明らかであり、明細書及び図面の記載を考慮しても、請求項4の記載から発明を明確に把握することができない。	
よって、請求項4に係る発明は明確でない。	
(1)	●理由3（進歩性）について
	・請求項 1
	・引用文献等 1-2
	・備考
	引用文献1には、・・・が記載されている。特に段落[00YY] - [00YY]、[図Y]を参照されたい。)
	請求項1に係る発明と引用文献1に記載された発明とを対比すると、両者は・・・（一致点）・・・で一致し、・・・（相違点）・・・で相違する。
	上記相違点について検討すると・・・（判断）・・・
	よって、請求項1に係る発明は、引用文献1-2に記載された発明に基づいて、当業者であれば容易になし得たものであるから、特許法第29条第2項の規定により、特許を受けることができない。
	・請求項 2-3
	・引用文献等 1-5
	・備考
	

<拒絶の理由を発見しない請求項>
 請求項(5)に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

<引用文献等一覧>

1. 特開20XX-123456号公報
 2. 特開平XX-123456号公報
 3. 特開昭XX-123456号公報 (周知技術を示す文献)
 4. 特表平XX-543210号公報 (周知技術を示す文献) (9)
 5. 特表昭XX-543210号公報 (周知技術を示す文献)

(8) →

<先行技術文献調査結果の記録>

・調査した分野 IPC F01N 3/00-3/38
 B01D 53/92
 商用DB名 JSTPlus (JDreamIII)

・先行技術文献 特開20XX-1234号公報
 特開平XX-1234号公報

↓ この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

<ファミリー文献情報>

1. 特開20XX-123456号公報
 国際公開第20XX/123456号
 米国特許出願公開第20XX/123456号明細書
 欧州特許出願公開第123456号明細書
 2. 特開平XX-123456号公報
 ファミリーなし
 3. 特開昭XX-123456号公報
 ファミリーなし
 4. 特表平XX-543210号公報
 国際公開第XX/123456号
 米国特許第543210号明細書
 5. 特表昭XX-543210号公報
 国際公開第YY/123456号
 欧州特許出願公開第543210号明細書

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。

審査第【漢数字】部【審査室】 【審査官(補)名]
 TEL. 03-3581-1101 内線〇〇〇〇
 FAX. 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(注) 最後の拒絶理由通知書の例は掲載しておりません。

拒絶査定の記事様式の要点

- (11) 先の拒絶理由通知書で複数の拒絶理由を通知した場合は、拒絶査定本文において、解消されていない拒絶理由を明確に記載します。
- (12) 解消されていない拒絶理由を条(項号)名で記載します。
- (13) 文献等を引用して新規性、進歩性等の拒絶理由が解消されていない旨を説明する場合は、対象となる請求項と引用文献等の組合せを明確に記載します。
- (14) 記載不備が解消されていない場合は、明細書全体の記載不備等であって、請求項ごとに判断できない場合を除いて、対象となる請求項を明確に記載します。

- (15) 意見書において争点とされている事項については、それに対する審査官の判断を明確に記載します。
- (16) 拒絶査定において引用した文献等は、「引用文献等一覧」として最後に記載します。拒絶査定において初めて引用した文献等（拒絶査定において初めて引用するのは、周知技術を示す文献に限ります。）や、周知技術を示すものとして引用した文献等（周知技術を示す文献としてのみ引用する場合）は、その他の文献等と区別できるように記載します。

記載様式の要点を反映した記載例（拒絶査定）

拒絶査定

特許出願の番号
起案日
特許庁審査官
特許出願人代理人

特願
平成 年 月 日
様

(11)

この出願については、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け拒絶理由通知書に記載した理由1、2によって、拒絶をすべきものです。
なお、意見書及び手続補正書の内容を検討しましたが、拒絶理由を覆すに足る根拠が見いだせません。

備考

(12)

●理由1（特許法第29条第2項）について

(13)

- ・請求項 1
- ・引用文献等 1-6

先に通知した引用文献1には「・・・」が記載されている（特に段落【〇〇××】-【〇〇××】、【図×】を参照されたい。）。

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け手続補正書による補正後の請求項1に係る発明と、引用文献1に記載された発明とを対比すると、両者の一致点及び相違点は、以下のとおりである。

【一致点】
.....

【相違点】
.....

上記相違点について検討すると、・・・（判断）・・・

(15)

出願人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け意見書において「・・・」旨、主張している。
出願人の主張について検討すると、引用文献1の段落【〇〇YY】には「・・・」が記載されており・・・である。
したがって、出願人の主張は、採用できない。

よって、請求項1に係る発明は、引用文献1-3に記載された発明及び引用文献4-6に記載された周知技術に基づいて、当業者であれば容易になし得たものであるから、依然として、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

(12)

●理由2 (特許法第36条第4項第1号) について

・請求項 3

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け手続補正書による補正後の請求項3には「・・・」と記載されている。

(15) この発明特定事項について検討すると、明細書の段落[〇〇××]には「・・・」と記載されている。しかし・・・(理由)・・・であるから、どのようにして・・・するのか不明である。

(14) 出願人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け意見書において「・・・」旨、主張している。

(15) 出願人の主張について検討すると、明細書の段落[〇〇××]には「・・・」が記載されており・・・

したがって、出願人の主張は、採用できない。

よって、この出願の発明の詳細な説明は、依然として、当業者が請求項3に係る発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載されたものでない。

(16)

<引用文献等一覧>

1. 特開20××-123456号公報
2. 特開平××-123456号公報
3. 特開20YY-123456号公報
4. 特開昭××-123456号公報(周知技術を示す文献)
5. 特表平××-543210号公報(周知技術を示す文献)
6. 特開20YY-543210号公報(周知技術を示す文献;新たに引用された文献)

この査定に不服があるときは、この査定の謄本の送達があった日から3月以内(在外者にあつては、4月以内)に、特許庁長官に対して、審判を請求することができます(特許法第121条第1項)。

<行政事件訴訟法第46条第2項に基づく教示>

この査定に対しては取消訴訟を提起することはできません。この査定についての審判請求に対する審決に対してのみ取消訴訟を提起することができます(特許法第178条第6項)。